

議会用タブレット端末使用手引について

【修正前】

(2) 修理にかかる費用負担

議員は、議会用タブレット端末の紛失、破損、故障等により、保守契約の対応範囲外の費用が発生した場合は、当該費用を負担するものとする。

なお、保守契約では、修理または交換に対応しており、その内容は以下のとおりである。

対応範囲	自然故障及び落下や水濡れ（飲み物をこぼした場合を含む）等の物損の場合における修理または交換
対応範囲外	盗難、紛失、自然消耗、賃借人の故意・重過失による故障または損害



【修正後】

(2) 議会用タブレット端末の修理等に係る保守及び保険対応

保守	自然故障及び落下や水濡れ（飲み物をこぼした場合を含む）等の物損の場合における修理または交換
保険	偶然な事故（火災、落雷、盗難等）による損害の補償（保険金の支払い）

※保守及び保険の対象外の事由が発生した場合は、議会事務局と協議します。